

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

① 電気通信サービスに係る消費者保護の推進

平成28年5月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律及び関係法令により充実・強化された消費者保護ルールの実効性を確保するため、法執行を適切に実施するとともに、電話やインターネットによる消費者からの直接の情報提供の受付、P I O-N E Tを含む苦情相談記録の分析及び各種の調査等を通じて、制度の実施状況を継続的にモニタリングする。

関係団体における、消費者の安心・安全なサービス利用に資するショップ認定マークの付与、業界の専門的知見をいかした苦情相談の処理及び勧誘の適正化等の自主的取組を推進する。

電気通信消費者支援連絡会^{*}を全国の各地域において毎年定期的で開催し、電気通信サービスにおける円滑なサービスの提供の確保や、苦情・相談等の適切な処理に関し、円滑で機動的な対応が行えるよう、関係者の間で情報共有・意見交換を行う。【総務省】

^{*}各地の消費生活センターや電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会。

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布され、書面交付義務、初期契約解除制度、勧誘継続行為の禁止、不実告知・事実不告知の禁止等の規定が設けられた。公布後1年以内の施行に向けた省令・告示案等の整備を行うため、主要事項についてICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において議論を実施し、取りまとめを公表した。また、同年11月に当該省令・告示案等を情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、パブリックコメント手続等を経て、平成28年3月に、当該省令・告示を公布（施行日は同年5月21日）するとともに、改正後の法令の内容を解説する「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（新ガイドライン）を策定、公表した。また、「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」の取りまとめを踏まえ、同ガイドラインを改定し、電気通信事業者等は、適合性原則の趣旨を踏まえ、利用者がその利用実態等に対応した料金プランを選択できるよう、適切な説明を行うことが適当であることを明記した（平成29年2月1日から適用）。

また、上記制度の実効性の確保のため、平成28年5月に「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を策定、公表するとともに、消費者保護ルールの実施状況について総務省及び関係者の間で共有・検討・評価するICTサービス安心・安全研究会「消費者保護ルールのモニタリング定期会合」の第1回を平成28年9月、第2回を平成29年2月に開催した。併せて、法令等への違反が疑われる事業者に対しては、ヒアリングや電気通信事業法に基づく報告徴収等を随時行っている。

端末のSIMロック解除の推進については、平成26年12月に改正した「SIMロック解除に関するガイドライン」により、事業者は、平成27年5月以降新たに発売される端末について、原則無料でSIMロック解除に応じることになった。また、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する

フォローアップ会合」の取りまとめを踏まえ、SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮等を図るため、平成29年1月に同ガイドラインを改定した。

電気通信サービスに関する苦情・相談処理体制、期間拘束・自動更新付契約、試用サービス等に関しては、ICTサービス安心・安全研究会に置かれた連絡会で推進してきた関係事業者・団体の取組（携帯電話事業者による試用サービスの実施、期間拘束・自動更新付契約の更新月の延長及び更新月が近づいた時点でのプッシュ型の通知、全国携帯電話販売代理店協会による苦情相談の収集・分析、電気通信事業者協会相談窓口の設立）について、平成27年4月に開催された同研究会において報告がなされるとともに、上記WGでも議論の対象となった。

また、期間拘束・自動更新付契約については、平成27年4月からICTサービス安心・安全研究会「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」を設置し、その在り方に係る検討を行い、同年7月に「方向性」の公表を行っており、これを踏まえた携帯電話事業者各社のサービス改善取組を注視している。さらに、プッシュ通知については、上述の省令案において、説明義務の一環として義務付けることとした。

平成27年度、平成28年度消費者支援連絡会をそれぞれ各地域において実施し、電気通信サービスにおける消費者支援の在り方について、各地の消費生活センターや電気通信事業者等の関係者の間で情報共有・意見交換を行った。【総務省】

② 有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用

有料放送サービスについては、説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動の在り方等について、放送法の改正も含め、所要の制度整備を行い、整備された制度に基づき適切に運用する。【総務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布され、放送法において有料放送サービスに係る書面交付義務、初期契約解除制度、勧誘継続行為の禁止、不実告知・事実不告知の禁止等の規定が設けられた。平成28年5月21日の施行に向け、省令・告示等の整備のための検討を行い、パブリックコメント手続等を経て、同年4月に当該省令・告示を公布した。【総務省】

③ 詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、当該業者のうち、適格機関投資家等特例業務届出者については、業務廃止命令等の行政処分（平成28年3月1日以降の行為に限る。）を行う

とともに、その他の業者については引き続き警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度において、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立てを1件（平成27年度は3件）行った。また、金融庁では、金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対して行政処分を14件（うち13件に対する行政処分の端緒は証券取引等監視委員会の検査によるもの）行ったほか、無登録で金融商品取引業等を行っている者73先（平成27年度は154先）に対して警告書を発出した。（無登録で金融商品取引業等を行っている者73先の内訳：無登録業者60先（平成27年度は131先）、適格機関投資家等特例業務届出者13先（平成27年度は23先））【金融庁】

④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に成立、平成27年5月に施行された改正金融商品取引法に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年5月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度見直しに係る金融商品取引法の改正法が第189回国会で成立し、平成27年6月に公布された。平成28年2月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同年3月、改正法が施行された。また、平成28年度機構・定員要求により、定員が増員し、検査・監督体制が強化された。【金融庁】

⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用

改正不動産特定共同事業法について、適切に投資家保護が図られるよう、政省令の整備・監督指針の充実等を行う。【国土交通省・金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

不動産投資市場政策懇談会の下に設置された制度検討ワーキング・グループにおいて、不動産特定共同事業に関する制度のあり方について検討を行い、平成28年9月に当懇談会にて報告書がとりまとめられ、「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案」を平成29年3月3日に閣議決定し、第193回国会に提出した。【国土交通省・金融庁】

⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に改正した事務ガイドライン（改正日から適用開始）の適切な運用を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布、平成29年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日より適用開始）ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。【金融庁】

⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼を確保するための所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度に基づき適切に運用する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年6月に公布された。

その後、同法施行に向け、仮想通貨交換業者に関する内閣府令案及び事務ガイドライン案の新設を含む政令・内閣府令等案に係るパブリックコメント手続を行い（平成28年12月28日～平成29年1月27日）、平成29年4月に施行された。【金融庁】

⑨ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。また、平成28年12月に改正された割賦販売法を円滑に施行するため、政省令の整備等について、産業構造審議会割賦販売小委員会での議論を踏まえながら、所要の措置を進める。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

関係事業者の法令の遵守を徹底させるため、業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等を行うとともに、平成27年7月、平成28年6月に取りまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書、報告書追補版を踏まえ、割賦販売法の見直し作業を進め、「割賦販売法の一部を改正する法律」（平成28年法律第99号）が第192回国会で成立し、平成28年12月に公布された。さらに、一般社団法人日本クレジット協会等の関係業界団体等で構成されている「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において、カード番号等の漏えい防止、決済端末のIC化の推進、EC取引における本人認証の普及に向けた対応策等について検討を進め、平成28年2月に目標、各主体の役割、当面の重点取組を取りまとめた「実行計画」を策定した。【経済産業省】

⑩ 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行

商品先物取引に関し、委託者の保護及び取引の適正化を図るため、引き続き、商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行う。また、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる。【経済産業省、農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

委託者の保護及び取引の適正化を図るため、商品先物取引法に基づく立入検査及び監督を実施した。平成28年度は業務改善命令を1件行った（平成27年度：業務停止命令2件、業務改善命令3件。）。

また、商品先物取引の勧誘規制の見直しに係る改正省令の施行（平成27年6月1日）を踏まえ、同省令に基づく勧誘に関し全外務員に対する研修の実施（平成27年度は11回実施、平成28年度は5回実施。）、商品先物取引に関する相談や違反行為等の情報提供の窓口（「商品先物トラブル110番」）の設置及び業界団体の自主規制強化に向けた監督・指導を行った。

さらに、同省令施行後においては、省令第102条の2第2号又は第3号の規定に基づく勧誘を希望する事業者について、省令第103条第1項第28号に規定する体制が整備されているかを確認し、体制整備が確認できた事業者については、その事業者名を公表した（平成28年度は4社。平成27年度は6社）。【経済産業省、農林水産省】

⑪ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行う。

家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況に鑑み、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないことを周知等することで、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討し、可能なものから順次実施する。

賃貸住宅管理業の健全な発達を図ることにより、賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的とした、国土交通省の告示（平成23年12月1日施行）による賃貸住宅管理業者登録制度において、賃貸住宅管理業者の登録に関して必要な事項を定め、要件を満たす賃貸住宅管理業者を国が登録・公表することにより、賃貸住宅管理業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供を行う。

【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行っている。

家賃債務保証の業界団体のセミナー等において、家賃債務保証業務の適正な実施に当たっての注意喚起を行った。家賃債務保証に関する適切な情報提供を行うための具体的な方策、要件等について有識者による検討会において議論し、平成28年12月に家賃債務保証の情報提供等に関する方向性をまとめた。

居住支援協議会による賃借人の居住の安定を図るための取組の検討に当たっては、家賃債務保証の業界団体から業務の実態について、ヒアリングを行った。

第三者の有識者委員会の検討を踏まえ、管理業務の一層の適正化、増加するサブリースへの対応などの諸課題に対応するため、平成28年8月に賃貸住宅管理業者登録制度の改正を行い「一定の資格者の設置の義務化」「サブリースの借り上げ家賃等の貸主への重要事項説明の徹底」などルールの改善を図った。

平成28年度の住生活月間において、業界団体を通じて「賃貸住宅管理業者登録制度」に関するパンフレットの配布を行い、消費者へ登録制度の周知を図った。【国土交通省】

⑫ 住宅リフォーム等における消費者保護

建設業法改正法（平成27年4月1日施行）を踏まえ、リフォーム工事の請負契約に係る注文者から求められた場合の見積書の交付の義務化について、建設業者に周知・啓発するほか、リフォーム工事の請負契約に関するトラブル防止のための方策を引き続き検討する。

住宅リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供として、リフォームや中古住宅に係る各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者には住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求め、消費者に対して登録事業者を公表する。

住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省の告示（告示公布・施行平成26年9月1日）による住宅リフォーム事業者団体登録制度において、住宅リフォーム事業者

団体の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行う。

住宅リフォーム及び既存住宅売買に関するトラブルに対応するため、消費者保護の観点から、リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実を図る。新たに設置した「住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会」等における検討も引き続き実施する。

基礎ぐい工事問題の発生を受けて、施工に関する情報開示の在り方について検討するとともに、その検討結果を踏まえ、所要の対応を実施する。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

リフォーム工事の請負契約に係る注文者から求められた場合の見積書の交付の義務化を周知・啓発するチラシを、平成28年3月にリフォーム工事業団体等の所属する住宅リフォーム推進協議会のウェブサイトに掲載した。

リフォームや中古住宅に係る各種瑕疵保険において、住宅瑕疵担保責任保険法人へ登録した事業者を公表している。住宅リフォーム事業者団体登録制度における、登録住宅リフォーム事業者団体数は、8団体であった（平成28年12月末時点）。

リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実を検討し、また、「住宅瑕疵担保履行制度の新たな展開に向けた研究委員会」を設置し、住宅瑕疵担保履行制度の在り方に関する検討委員会において示された課題についてフォローアップを行うとともに、制度の見直しについて検討を継続している。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間取りまとめ（平成28年6月）における施工に関する情報に関する提言を受け、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）等に基づき、宅地建物取引業者がマンションを分譲した場合に管理組合の管理者等に引き渡す書類の詳細について、関係団体に通知した。【国土交通省】

⑬ 高齢者向け住まいにおける消費者保護

高齢者向け住まいについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。また、事業者に対し前払金の保全措置を徹底するよう指導を強化するとともに、事業者の廃業等の実態把握と廃業時等の入居者の住居の保護を図るための運用を徹底する。さらに、入居希望者への情報提供の充実を図る。【厚生労働省、国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

全国都道府県等の高齢者向け住まい担当者会議を開催し、届出促進・指導等の徹底を要請した（平成27年6月18日開催）。

「平成27年度有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」を実施し、調査結果を公表するとともに、都道府県等に対して届出促進・指導等の徹底を要請した（平成28年4月22日）。

都道府県等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の事業廃止時に、入居者の居住の安定が確保されるよう、必要な援助を行うなど、法的確な運用の徹底を要請した（平成28年7月14日）。

社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度の見直しに向けた議論がなされ、有料老人ホームについては、事業者の法令遵守や入居者保護の強化のための施策の充実を図ること等が意見書に盛り込まれた（平成28年12月9日取りまとめ公表）。本意見書を踏まえ、第193回国会に、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）を盛り込んだ関連法案を提出した。【厚生労働省、国土交通省】

⑭ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応

身元保証等高齢者サポート事業について関係省庁と連携し実態把握を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を検討・実施する。【消費者庁、厚生労働省、関係省庁等】

病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、身元保証人等に求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスを整理する（既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討する。）

その上で、身元保証人等のいない場合の適切な取扱い（身元保証人等がいないことは入院・入所を拒否する正当な事由・理由に該当しないことを含む。）について、病院・福祉施設等及び都道府県等に周知する。【厚生労働省】

また、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるための情報提供を行う。【消費者庁、厚生労働省、国土交通省】

<平成28年度の実績>

身元保証等高齢者サポート事業に関する実態把握の実施に係る調査体制の検討など、実態把握のための準備・調整を行った。【厚生労働省、消費者庁】

⑮ 美容医療サービス等の消費者被害防止

美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、新たに作成したQ&Aを関係者に周知徹底し、指導事例の共有等により、円滑な指導のための連携を行う。

「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（平成27年7月消費者委員会）も踏まえ、地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、指針等の効果の検証を行い、検証結果を踏まえた必要な対策を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。【厚生労働省、消費者庁】

美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、美容医療契約を特定継続的役務提供に位置付けるべく、特定商取引法施行令の改正に向けた検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

地方公共団体における相談・苦情件数等の状況を把握するため、調査を実施するとともに、都道府県等に対して「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成25年9月27日厚生労働省医政局長通知）などの周知、相談・指導事例の共有及び上記建議についての説明を行い、更なる適正化を求めた。また、平成28年1月に、PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用や医療安全支援センターの相談窓口の周知等について地方公共団体に依頼した。さらに、Q&Aを平成28年3月31日に発出し、解釈を明確化した。【厚生労働省】

その他、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知するため、消費者庁と共に消費者向けの注意喚起資料を作成し、平成28年9月に都道府県等に周知するとともに行政のツイッター等を活用し、特定商取引法の規律の在り方についての広報活動を行った。【厚生労働省、消費者庁】

平成28年1月に出された、特定商取引法の規律の在り方についての内閣府消費者委員会の答申の内容等を踏まえ、特定継続的役務として規制対象となる美容医療契約の期間や具体的な施術の範囲等、政令で定めるべき事項について、関係事業者等の意見も聞きつつ、検討を行っている。【消費者庁】

⑩ 警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化

警備業法第19条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各都道府県警察による警備業者に対する指導及び違反業者に対する行政処分による指導監督を実施する。

警備業務に関する苦情の解決義務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会による報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかを確認するとともに、関連団体との連携を推進する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県警察において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施した。【警察庁】

⑪ 探偵業法の運用の適正化

各都道府県警察において、探偵業法第8条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、探偵業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を行い、違反業者に対して検挙・行政処分といった措置をとるなど、探偵業者に対する指導監督を継続的に実施する。

【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県警察において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施した。【警察庁】

⑩ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化

平成28年4月の電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、電気の小売業への参入が全面自由化され、一般家庭を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。

こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、取引の適切な監視を行う。また、料金の標準メニューの公表及び電源構成の開示については、同指針で「望ましい」としているところであり、これらの取組を促していく。

既に自由化されているLPガスにおける取引については、平成28年5月に取りまとめられた液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書を踏まえ、平成29年2月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」を公布した。これらの関係法令等の適切な執行・運用を通じLPガスの取引適正化を促していく。【経済産業省】

電力小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。

また、都市ガス小売全面自由化についての周知・広報を行うとともに、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。【経済産業省、消費者庁】

消費者トラブルの状況を注視し、必要に応じて関係法令（特定商取引法、景品表示法、消費者安全法）を厳正に執行する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

電力小売全面自由化の実施に当たり、小売供給に係る取引の適正化等を図るため、経済産業省では、平成28年1月に「電力の小売営業に関する指針」を制定した。また、同年2月に事業者向け説明会を開催するとともに、同年5月及び10月に同指針に関する取組状況調査を行うなど、料金の標準メニューの公表及び電源構成の開示等、同指針で「望ましい」とされている取組を促した。また、電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口等に寄せられた不適切な営業活動等について、事実関係の確認や指導を行った。

電力及び都市ガスの小売全面自由化の実施に当たり、経済産業省では、全国各地での説明会開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポスターの配布、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施した。さらに、電力・ガス取引監視等委員会が国民生活センターと消費者保護強化のための連携協定を締結（平成28年2月、12月）し、両者が共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。加えて、同委員会では、消費者に対し、電力及び都市ガスの小

売全面自由化に関する正確な情報を分かりやすく発信するためのセミナー等を全国各地で開催するなど、消費者保護のための取組を強化した。

平成28年5月に取りまとめられた液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書で示された料金の透明化・取引の適正化に向けた対応の基本的方向性を具体的措置として実施するため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」等を平成29年2月に公布した。同年2月から3月までにかけて、同省令等の内容について、事業者や消費者等向けの説明会を全国各地（9か所）で20回開催した。【経済産業省】

平成28年4月からの電力小売全面自由化の開始に向け、訪問販売又は電話勧誘販売で消費者が電力供給契約を締結した場合等のクーリング・オフの適用除外規定を整備するため、特定商取引法施行令の改正を行った（平成28年4月1日施行）。また、平成28年1月から電力会社・料金メニュー切替えの事前受付開始以降、電力小売全面自由化に便乗した消費者トラブルの状況について、随時監視を行った（特定商取引法、景品表示法、消費者安全法の執行実績はない。）。【消費者庁】

⑱ リスクの高い取引に関する注意喚起

仕組みが複雑である、内容が分かりにくい、損失が生じた場合に高額になる、適正な価格が判断しづらいなどのリスクの高い取引（例えば商品などの先物取引）については、所管省庁の取組に加え、必要に応じ、消費者庁においても、国民生活センターと連携し、取引の際にはリスクについての十分な理解が必要であるなど、被害の未然防止の観点から注意喚起を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年6月に商品先物取引法施行規則の改正が施行されるに当たり、同年5月に消費者庁と国民生活センターから、リスクの十分な理解が必要である等の注意喚起を行った。注意喚起後も引き続き消費生活相談状況を注視するとともに、平成29年3月には、これまでに実施した注意喚起の内容を更新した。

さらに、改正法施行規則に基づく勧誘を行うことを希望する事業者のうち、施行規則に規定する体制が整備された事業者についての情報を定期的に所管省から提供を受け、当該情報について、国民生活センター、全国の消費者行政部局、消費生活相談窓口に周知した。【消費者庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	①特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁】					特定商取引法に基づく処分件数
		(KPIの現状) ※平成28年度 改善指導：1,019件（平成27年度：1,083件）					
	②特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な運用【総務省、消費者庁】					警告メール（行政指導）の件数及び措置命令（行政処分）の件数
		(KPIの現状) ※平成28年度 警告メール（行政指導）：約3,400件（平成27年度：約3,300件） 措置命令（行政処分）：0件（平成27年度：7件）					
	③迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	迷惑メール追放に向けた調査端末で受信した迷惑メールの違法性の確認、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知【総務省】					送信元プロバイダへの通知件数
(KPIの現状) ※平成28年度 送信元プロバイダへの通知件数：約13,600件（平成27年度：約11,000件）							
④インターネット上の消費者トラブルへの対応	インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施【消費者庁、関係省庁等】					調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス件数	
	インターネット消費者取引連絡会の開催等【消費者庁、関係省庁等】 ※調査研究等の結果を活用						
(KPIの現状) ※平成28年度 調査報告書（消費者庁ウェブサイト）へのアクセス件数：約4万件（平成27年度：約2,000件）							
⑤電子商取引環境整備に資するルール整備	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等【経済産業省】					「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況	
	(KPIの現状) 平成28年6月3日に改訂を実施。						

3 適正な取引の実現

(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化

① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応

通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促す。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促した。【消費者庁】

② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。【総務省、消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

総務省及び消費者庁では、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、法違反が疑われる送信者に対する警告メールを平成28年度は約3,400件（平成27年度：約3,300件）送信した。なお、平成28年度の措置命令は0件（平成27年度：7件）である。【総務省、消費者庁】

③ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施

迷惑メール追放のための官民連携施策として、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携し、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。【総務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

総務省は、平成17年2月から官民協力の下で迷惑メールの追放を目的とした「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施。調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、違法性が確認されたメール約24,600件に関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、送信元プロバイダにおいて迷惑メール送信回線の利用停止措置を講ずる等の自主的な取組を促した。【総務省】

④ インターネット上の消費者トラブルへの対応

インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動

的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度においては「越境電子商取引」、「シェアリングサービス」、「オンラインゲーム」をテーマとして、平成28年度においては「オンライン決済／スマホ決済」、「オンライン旅行取引」、「SNS」、「オンラインレッスン」をテーマとして、それぞれ調査研究を実施した。当該調査結果は、第18回から第23回までのインターネット消費者取引連絡会においてそれぞれ取り上げ、関連業界団体等からの発表や出席者間での意見交換等を行った。【消費者庁、関係省庁等】

⑤ 電子商取引環境整備に資するルール整備

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を実施する。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年6月3日に改訂を実施した。次回改訂に向け、事業者との意見交換を行いながら検討作業を実施中（引き続き事業者の意見を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら、平成29年6月をめぐりに改訂案を取りまとめる予定。）。【経済産業省】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締り状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
		特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】					
		金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】					
		(KPIの現状) ※平成28年の取締り状況(暫定値) ・ 架空請求詐欺：検挙件数：1,149件(前年比30件増)、検挙人員：743人(前年比19人減) ・ 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：396件(前年比33件減)、検挙人員：165人(前年比174人減)					
	② 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	関係行政機関との連携強化等による悪質商法事犯(利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯)の早期把握、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進【警察庁】					悪質商法事犯の取締り状況
		(KPIの現状) ※平成28年の取締り状況 ・ 利殖勧誘事犯：24事件(前年：37事件)、検挙人員：87人(前年：116人) ・ 特定商取引等事犯：131事件(前年：155事件)、検挙人員：264人(前年：250人)					
	③ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策の推進【警察庁、関係省庁等】					情報提供、解約要請等の実施状況
		(KPIの現状) ※平成28年の情報提供、解約要請等の実施状況 ・ 生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供件数：24,671件(前年：29,932件) ・ 携帯電話契約者確認の求めを行った件数：7,186件(前年：9,268件)					

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。					
		(KPIの現状) ※平成28年3月末時点 ・ I Cキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：94.6% (前年比1.6ポイント増) ・ 生体認証機能付 I Cキャッシュカード対応ATMが全体のATMに占める割合：49.5% (前年比0.4ポイント増) ・ I Cキャッシュカード導入済金融機関：88.1% (前年比増減なし) ・ 生体認証機能付 I Cキャッシュカード導入済金融機関：21.4% (前年比0.6ポイント増) ・ 個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.2% (前年比2.3ポイント増) ・ 法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.3% (前年比4.6ポイント増)					
⑤ヤミ金融事犯の取締りの推進	ヤミ金融事犯の徹底した取締り、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防【警察庁】					ヤミ金融事犯の取締状況	
	(KPIの現状) ※平成28年の取締り状況 ヤミ金融事犯：528事件 (前年：442事件)、検挙人員：662人 (前年：608人)						
⑥フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等【警察庁、総務省、経済産業省】					フィッシング事犯の取締り及び情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等の実施状況	
	(KPIの現状) ※平成28年 ・ フィッシング行為 (識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反)) の検挙件数：1件 (前年：14件) (警察庁) ・ 都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。(警察庁) ・ フィッシング協議会やJPCERTコーディネーションセンターを通じて、フィッシングに関するニュースや緊急情報等を122件発信。(経済産業省) ・ 迷惑メール対策推進協議会のウェブサイトで「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表するとともに、技術的対策の普及促進を実施。(総務省)						

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	⑦ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	URL情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施【警察庁】					海外の偽サイト等に関するURL情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供
		(KPIの現状) ※平成28年 ウイルス対策ソフト事業者等へ情報を提供：5,865件（前年：3,899件）					
		⑧インターネットオークション詐欺の取締り	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起【警察庁】				
	(KPIの現状) ※平成28年 インターネットオークション詐欺の検挙件数：208件（前年：511件） 都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。						
	⑨模倣品被害の防止		模倣品の取締りと取引関係者への協力依頼【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】				
		(KPIの現状) (イ) ※平成28年の取締り状況（警察庁、財務省） ・商標権侵害事犯：304事件（前年：316事件）、検挙人員：381人（前年：457人） ・著作権侵害事犯：238事件（前年：239事件）、検挙人員：267人（前年：290人） ・全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況 輸入差止件数：26,034件（前年比：88.9%） 輸入差止点数：622,665点（前年比：90.3%） (ロ) ・模倣品を扱っている可能性のあるインターネット通信販売サイト257件（平成27年度：213件）について特定商取引法の遵守状況を調査。うち、160件（平成27年度：79件）に改善指導を実施。 ・ブランド権利者等に対して、悪質な海外ウェブサイトに関する情報提供を依頼。（消費者庁） ・政府模倣品・海賊版対策総合窓口寄せられる消費者等からの情報（情報提供件数（平成26年度：1,292、平成27年度：575）について、関係省庁及び主要なECサイト運営者等に定期的に共有。（経済産業省）					

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手法、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手法や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成28年の取締り状況・・・架空請求詐欺：検挙件数1,149件、検挙人員743人（前年：検挙件数1,119件、検挙人員762人） 金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数396件、検挙人員165人（前年：検挙件数429件、検挙人員339人））。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成28年度においては、1月、4月、7月、10月）。【金融庁】

② 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進

悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、高齢者等の社会的弱者に多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による事犯の早期把握に努めるとともに、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査を推進しての早期事件化により、被害の拡大防止を図る。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、毎年5月の政府の「消費者月間」に合わせて、平成27年5月及び平成28年5月を「生活経済事犯対策強化期間」に指定し、取締りの重点対象事犯の一つとして、「高齢者が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯」を示した上で、都道府県警察に対して、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・協同捜査を推進して早期事件化を指示している。

なお、平成28年には、利殖勧誘事犯を24事件87人（前年：37事件116人）、特定商取引等事犯131事件264人（前年：155事件、250人）を検挙した。【警察庁】

③ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進

生活経済事犯の多くで、預貯金口座のほか、携帯電話、バーチャルオフィス等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策を推進する。【警察庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、平成27年及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「早期の口座凍結による犯罪収益の散逸防止と剥奪の徹底」、「被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策の一層の推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、その推進を指示している。

なお、平成28年には、生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供を24,671件（前年：29,932件）、携帯電話契約者確認の求めを7,186件（前年：9,268件）行っている。【警察庁】

④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関する

るアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証) し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表(平成27年5月、8月、10月及び12月並びに平成28年3月、6月、9月及び12月)するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した(平成27年8月及び平成28年8月)。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策(インターネットバンキング対策も含む。)や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った(平成27年4月)。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した(平成28年3月)。【警察庁】

⑤ ヤミ金融事犯の取締りの推進

ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

警察庁では、平成27年及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。

なお、平成28年には、ヤミ金融事犯を528事件662人(前年:442事件608人)を検挙した。【警察庁】

⑥ フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

不正アクセス行為の禁止等に関する法律を適用した「フィッシング」行為の取締りを推進している。

フィッシングに係る犯罪について、都道府県警察の実施する情報セキュリティに関する講習等を通じ注意喚起を推進している。【警察庁】

総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている（送信者になりすましている）か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表している。【総務省】

サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係るニュースや緊急情報の提供を行った。【経済産業省】

⑦ ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進している。

また、平成28年7月から、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウェブブラウザ事業者等が加盟する国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）に対して提供しており、ウェブブラウザによる警告表示が可能となった。【警察庁】

⑧ インターネットオークション詐欺の取締り

インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施する。【警察庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

都道府県警察による情報セキュリティに関する講演等を通じ、インターネット利用者に対する注意喚起を推進している。また、インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進している。【警察庁】

⑨ 模倣品被害の防止

越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

インターネット通販事業者の特定商取引法違反に関する調査の一環として、対策を行う。

海外著名ファッションブランドの権利者等からの情報提供を受け、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトに関する情報について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表している。【消費者庁】

警察庁では、平成27年及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「偽ブランド事犯等の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、その推進を指示している。また、平成28年12月には、関係する機関・団体が構成する不正商品対策協議会が主催するアジア知的財産権シンポジウム2016の後援及び当該シンポジウムへの警察庁担当者の派遣をし、関係者と連携した広報啓発活動を行っている。

なお、平成28年には、商標権侵害事犯を304事件381人（前年：316事件457人）、著作権侵害事犯を238事件267人（前年：239事件290人）を検挙した。【警察庁】

平成28年の全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況について、輸入差止件数は、26,034件（前年比88.9%）、輸入差止点数は、622,665点（前年比90.3%）であった。【財務省】

官民連携の農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、平成28年度は台湾（台北、高尾）、中国（上海、広州）、香港、タイ（バンコク）において、我が国農林水産物・食品の産地偽装・模倣品に係る現地調査等を実施した。また、我が国地理的表示（G I）産品等の模倣品による被害を防止するため、インターネットによる監視を実施し、平成28年12月に地理的表示法（G I法）を改正し、輸入業者に対し、輸入された不正表示産品の譲渡しを禁止する規制を定めた。【農林水産省】

政府模倣品・海賊版対策総合窓口に寄せられる消費者等からの情報について、関係省庁、主要なECサイト運営者等に定期的に共有した。【経済産業省】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 規格・計量の適正化	① J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本工業標準調査会への消費者代表の参加 ・消費者代表の国際標準化活動への参加【経済産業省】 					標準化セミナー及び消費者代表の参加した J I S 開発審議の開催状況
		(KPIの現状) ※平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を16か所で開催。 ・消費生活技術専門委員会など14の委員会を41回開催。 					
	② 新たな J A S 規格等の検討	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、海外を含めた市場の拡大等に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた J A S 規格等の検討【農林水産省】 ※毎年度、消費者ニーズに則した商品動向や食品加工技術の向上等を考慮し、J A S 規格の制定・見直し等を行う。					新たな J A S 規格等の検討状況
		(KPIの現状) <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品について、平成28年6月の農林物資規格調査会で審議し、平成28年8月17日付けで「そしやく配慮食品の日本農林規格」を制定。 ・平成28年6月の「日本再興戦略2016」や平成28年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、平成28年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすい J A S マークの在り方など、J A S 制度の見直し方向を報告。 ・第193回国会に「農林物資の規格化等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出。 					

3 適正な取引の実現

(5) 規格・計量の適正化

① J I S規格等の国内・国際標準化施策の実施

消費者の日本工業規格（J I S）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本工業標準調査委員会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。さらに消費者代表が国際標準化活動にも参加する。【経済産業省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度は「消費者のための標準化セミナー」を16か所（平成27年度：18か所）で開催した。これまでに、北海道、山形県、福島県、石川県、静岡県、愛知県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県等で開催した。平成28年度は消費生活技術専門委員会など14の委員会について41回（平成27年度49回）開催した。【経済産業省】

② 新たなJ A S規格等の検討

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、海外を含めた市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえたJ A S規格等を検討し、制度化を図る。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

介護食品について、J A S規格の制定に向けた議論を平成28年2月に開始、同年6月の農林物資規格調査会で審議し、同年8月17日付けで「そしゃく配慮食品の日本農林規格」として制定した。ドライエイジングビーフのJ A S規格化に向けて、関係業界等で構成される委員会で検討を行い、同年3月にJ A S規格化に向けた課題や論点を取りまとめた。

平成28年6月の「日本再興戦略2016」や同年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、同年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすいJ A Sマークの在り方など、J A S制度の見直し方向を報告した。

第193回国会に「農林物資の規格化等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。【農林水産省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	①消費者政策の実施の状況の報告	消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】 ※毎年度、その時々課題を踏まえた記述を盛り込む。					「消費者政策の実施の状況」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの報告書提供数
		(KPIの現状) ※平成28年度 ・報告書提供先：2,201か所(平成27年度：2,189か所) ・報告書提供数：2,362冊(平成27年度：2,317冊)					
	②消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】					「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
		(KPIの現状) ※平成28年度 ・報告書提供先：2,201か所(平成27年度：2,189か所) ・報告書提供数：2,362冊(平成27年度：2,317冊)					
	③消費者政策の企画立案のための調査の実施	消費者意識基本調査の実施【消費者庁】 ※毎年度、その時々課題を踏まえて調査項目を見直し。					(イ)「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数 (ロ)「消費者白書」ウェブサイトアクセス数
		消費者被害額の推計【消費者庁】 ※推計方法については、必要に応じて見直し。					
		理論的・先進的な調査・研究【消費者庁】					
		その他の調査の適宜実施【消費者庁】					
		(KPIの現状) ※平成29年3月31日時点 (イ)「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数：15.3万件 (ロ)「消費者白書」ウェブサイトアクセス数：408.9万件					
	④審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】					消費者の意見を代表する者の選任人数又は選任割合
消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁等】							
消費者の意見を代表する委員の範囲の考え方を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】							
(KPIの現状) 世論調査(平成27年9月)で消費者代表者の考えを調査し、関係省庁等へ選任状況の調査を実施し、(別表2(174頁)のとおり。)取りまとめた。							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

① 消費者政策の実施の状況の報告

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、国会に報告する（消費者安全法に基づく国会報告と合冊）。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、平成26年度の実施状況については平成27年6月19日に、平成27年度の実施状況については平成28年5月24日に国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する（消費者白書と合冊）。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、平成26年度の実施状況については平成27年6月19日に、平成27年度の実施状況については平成28年5月24日に国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から4)までの調査を実施する。【消費者庁】

1) 消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。

2) 既存の消費者事故等情報やP I O-N E T情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。

3) 消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。

4) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年、平成28年とも11月に「消費者意識基本調査」を実施した。また、消費者行政の検証・評価の数値指標の一環として、「消費者意識基本調査」結果及びP I O－N E T情報等を活用し、平成27年、平成28年の「消費者被害・トラブル額の推計」を実施した。さらに、平成29年2月から3月にかけて個別テーマについて「消費生活に関する意識調査（インターネット調査）」を実施した。【消費者庁】

④ 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任

今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめた「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表する。

消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証する。【消費者庁】

消費者問題に関連する審議会等の委員の選任に当たっては、消費者の意見を代表する委員の選任に努める。【関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年6月に、消費者団体基本調査結果について、調査票提出が遅れた団体分の追加も含めて取りまとめを行い、「消費者団体名簿」として消費者庁ウェブサイトに掲載した。消費者の意見を代表する委員の選任状況の把握のため、関係省庁等へ調査を実施（平成28年12月）し、（別表2（174頁）のとおり。）取りまとめた。【消費者庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
		環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】					
		(KPIの現状) 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成29年2月～3月実施）。 消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：33.2%					
	②地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 手法等の検討状況 (ハ) 研修実施状況
		消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の調査、支援・促進【消費者庁、関係省庁等】 地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】 国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) 消費者教育推進計画の策定：44都道府県（平成27年度：30都道府県） 消費者教育推進地域協議会の設置：45都道府県（平成27年度：42都道府県） (ロ) 消費者教育推進会議において検討中。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：16コース（参加者：511人）（平成27年度：13コース（参加者：656人））					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	③「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえた基本方針に関する検討 必要に応じた基本方針の変更【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】 		次期基本方針の検討	次期基本方針の下における、施策の状況等を踏まえた検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】		基本方針の検討・変更の状況（消費者教育推進会議における議論の回数）
		(KPIの現状) 消費者教育推進会議における議論を8回実施。 消費者教育推進会議において、現行基本方針の実施状況を把握（平成27年9月以降順次ヒアリング等の実施により把握（関係省庁、地方公共団体、消費者団体及び事業者団体からヒアリング済。））するとともに、基本方針の中間的見直しの検討を行った。		基本方針の中間的見直し			
(2) 消費者教育の推進	④消費者教育に使用される教材等の整備	消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】		消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討委員会を開催し、掲載情報の評価や検討及び課題の解決を実施【消費者庁】		(イ) ポータルサイトのアクセス数 (ロ) 教材等掲載数 (ハ) 消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会により評価された教材数	
		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】	高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成	<ul style="list-style-type: none"> 作成した教材の計画的な配布 効果的に活用（アクティブラーニングの視点からの手法等も検討） 	小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成	児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討	
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) アクセス数：7,001,798件（平成27年度：8,978,877件） (ロ) 教材等掲載数：1,609件（平成27年度：1,698件） (ハ) 評価された教材数：13件（平成27年度：13件）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑤教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基礎的な情報の整備と体制作り）	学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況調査【文部科学省】					(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) イメージマップ活用度調査 (ハ) 国民生活センターでの研修実績
		調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的实践者を活用した、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りの促進【文部科学省】					
		地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育推進のための人材開発、消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】					
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) 消費者教育推進地域協議会の設置：45都道府県（平成27年度：42都道府県） (ロ) 会議等の場においてイメージマップの活用状況の実態の把握に着手。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：平成28年度に16コース（参加者数：511人）（平成27年度：13コース（参加者数：656人））					
(2) 消費者教育の推進	⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況
		大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】					
		消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】					
		副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進			<p>成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】</p>	<p>高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作成した教材の計画的な配布 ・効果的に活用（アクティブ・ラーニングの視点からの手法等も検討） 		(へ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 (ト) 消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況
			<p>消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣【消費者庁】</p>	<p>小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成</p>	<p>大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進【消費者庁、文部科学省】</p>		
				<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に対するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援【消費者庁、文部科学省】 			
		(KPIの現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績） 小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人） (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：56.2%（平成26年度）（平成25年度：49.9%） (ハ) ※平成28年度 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携した大学での授業の実施：8大学（平成27年度：5大学）（金融庁） ・1,464件の講座を開催。（総務省） (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：98.7%（平成27年度）（平成26年度平均：99.5%） (ホ) 成年年齢引下げに向けた環境整備のための教材の作成 (へ) 消費者教育に携わる講師の養成講座1コース実施（参加者：47人） (ト) ※平成28年4月1日時点 コーディネーター配置状況：14都道府県97市区町村等（平成26年度：11都道府県78市区町村等）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(2) 消費者教育の推進	⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】					(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ハ) コーディネーター育成状況 (ニ) 消費生活サポーター数 (ホ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果39.9%からの増加 (ヘ) 担当省庁による支援の状況 (ト) パンフレットの配布・活用状況	
		地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】						
		教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】						
		関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】						
		消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】		消費者教育の指導用啓発資料の配布・活用【文部科学省】				
		消費者市民社会の普及のための啓発資料を作成・配布【消費者庁】						
(KPIの現状) (イ) ※平成28年度 消費者教育推進計画策定数：44都道府県（平成27年度：30都道府県） 消費者教育推進地域協議会設置数：45都道府県（平成27年度：42都道府県） (ロ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績） 小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人） (ハ) ※平成28年4月1日時点 コーディネーター配置状況：14都道府県97市区町村等（平成26年度：11都道府県78市区町村等） (ニ) ※平成28年4月1日時点 消費生活サポーター配置状況：30都道府県117市区町村等（平成26年度：28都道府県103市区町村等） (ホ) 平成28年度版は調査の結果：31.6%（平成25年度調査から減少） (ヘ) ※平成28年度 ・地域で開催される講座等への講師派遣：744回（平成27年度：730回）（金融庁） ・消費者セミナー：77回（平成27年度：57回）、独占禁止法教室：196回（平成27年度：164回）、一日公正取引委員会：8回（平成27年度：8回）（公正取引委員会） ・各地の消費者教育講座への講師（職員）派遣：11回（平成27年度：15回）（消費者庁） ・1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を開催。（総務省） (ト) 消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討中。								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑧家庭における消費者教育	消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。【消費者庁】					ポータルサイトの家庭向け教材の掲載数
		消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】					
		(KPIの現状) ※平成28年度 消費者教育ポータルサイト掲載数：238件					
	⑨事業者・事業者団体による消費者教育	事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載【消費者庁】					事業者によるポータルサイトの掲載数
		事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討【消費者庁】					
		(KPIの現状) ※平成28年度 消費者教育ポータルサイト掲載数：199件（平成27年度：182件）					
	⑩倫理的消費の普及啓発	倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】					(イ) 研究会の開催状況 (ロ) 認知度の測定（31年度までに30%を目標） (ハ) 普及方策の実施状況
		消費者月間を活用した啓発【消費者庁】					
		倫理的消費の普及の推進(若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)等)【消費者庁】					
		消費者、事業者、行政による推進組織(プラットフォーム)の構築を検討 ・学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供、事業者への働き掛け(商品・サービスへの反映や事業者間の連携)、認証ラベルの情報提供等【消費者庁】					
(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) 倫理的消費調査研究会を4回開催（平成27年度：6回）、6月に中間取りまとめを公表。また、平成29年4月に取りまとめを公表。 (ロ) 認知度：6.0%（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（平成28年12月）） (ハ) エシカル・ラボを1回開催。							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑪金融経済教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 金融経済教育用教材の作成・配布 学校や地域で開催される講座等への講師派遣 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】					(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
		(KPIの現状) ※平成28年度 (イ) ・シンポジウムの開催：6回(平成27年度：5回) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：8大学(平成27年度：5大学) (ロ) 講座等への講師派遣：1,048回(平成27年度：959回)					
	⑫法教育の推進	法教育の更なる普及・推進のための取組(法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等)の実施【法務省】					法教育推進協議会の開催状況
		(KPIの現状) ※平成28年度(平成28年12月末時点) 法教育推進協議会の開催実績：1回(平成27年度：3回)					
	⑬各種リサイクル法の普及啓発	見直しを反映したポスターやパンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】					各種リサイクル法に関する認知度の向上
		実施内容の見直しによる更なる改善					
		(KPIの現状) ・中長期的な普及啓発戦略の策定に向けた検討を実施中。(環境省) ・資源循環ハンドブック2016を4,500部作成し、関係機関等に配布。(経済産業省)					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑭食品ロス削減国民運動 (NO-FOODLOSS PROJECT) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】 					(イ) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 平成31年度 80.0%以上 (平成27年度 76.4%) (ロ) 食品ロス発生量の抑制
		<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量推計の継続的实施【農林水産省、環境省】 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】 					
		食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査 (毎年度) 【消費者庁】					
		食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】	食品ロス削減国民運動での活用				
		食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進【農林水産省、経済産業省、消費者庁】					
		食べきれぬ分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知【農林水産省、消費者庁、関係省庁】					
		賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などを有効活用する活動(フードバンク活動)への支援及び活動に対する消費者の理解促進【農林水産省、消費者庁、関係省庁】					
		学校給食に関する取組など、自治体の優良事例等の全国への情報提供(情報提供事項等については随時見直しを行う)【環境省】					
		学校における取組の全国への情報提供【文部科学省】					
		消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し)【消費者庁、関係省庁】					
「消費者行政新未来創造オフィス」におけるモデル事業の実施【消費者庁】							
(KPIの現状) (イ) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合：76.4% (平成27年度) (「食品ロス」問題を知っていて、かつ、「食品ロス」を軽減するために何らかの取組を行っている」と回答した者の割合。) (消費者庁) (ロ) 食品関連事業者による商慣習見直しに向けた取組等を推進 (農林水産省) (参考) 家庭系食品ロス発生量：302万トン (平成25年度) (環境省) 事業系食品ロス発生量：330万トン (平成25年度) (農林水産省)							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	⑮食育の推進	食育推進基本計画の推進【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】 第2次計画 → 第3次計画 ※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28～32年度まで。					食育推進基本計画の推進状況 (イ) 教材の作成・配布の状況 (ロ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上 平成32年度 70% (平成27年度 62%) (ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合の向上 平成32年度 40% (平成27年度 36%)
		学校における食育を推進するための教材の作成・配付による栄養、食習慣などについての指導の充実【文部科学省】					
		分かりやすく、実行性の高い日本型食生活の推進【農林水産省】					
		食や農林水産業への理解を深める取組の推進（農林漁業体験等）【農林水産省】					
		(KPIの現状) (イ) 平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布済み。 (ロ) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合：62%（食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査（平成27年度））。 (ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合：36%（食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査（平成27年度））。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

内閣府世論調査（平成 27 年 9 月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者：21.5%）。また、消費者市民社会の認知度を高めるため、消費者市民社会WTを立ち上げ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討した。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成 27 年 9 月）において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

② 地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。

【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金等によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。【消費者庁、関係省庁等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

平成 28 年 12 月末までに、消費者教育推進計画は 41 都道府県（平成 27 年度同時点：30 都道府県）で策定、消費者教育推進地域協議会は 45 都道府県（平成 27 年度同時点：42 都道府県）で設置された。消費者教育推進のための研修については、平成 28 年度に 16 コース（参加者数：511 人）を国民

生活センターにおいて実施した（平成 27 年度：13 コース、656 人参加）。【消費者庁】

文部科学省主催の「消費者教育フェスタ」（平成 27 年度は、東京、大分、岐阜、平成 28 年度は、徳島、石川、栃木）において、学校や地域における消費者教育の実践事例について報告を行った。

【文部科学省】

③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等

消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。

なお、現行基本方針は平成 29 年度までの方針であることから、平成 30 年度以降を対象期間とする次期基本方針を検討・策定する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

消費者教育推進会議における議論を 7 回実施した。また、文部科学省における消費者教育の実施状況及び、環境教育、食育、法教育、金融経済教育といった関連する他の分野の教育の実施状況について関係省庁、地方公共団体、消費者団体及び事業者団体からヒアリングを行うとともに、基本方針の中間的見直しの検討を行った。【消費者庁】

④ 消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消費者庁】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。

【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。

平成 30 年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討する。【消費者庁】

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

平成 27 年度までに消費者教育ポータルサイトの改修を行い、ライフステージ、重点領域等に応じて教材等を検索できるようにする等、情報の検索機能の向上を図った。また、消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会を開催し、平成 27 年度に掲載された 13 件の教材を使用し、消費者の選択に役立つ情報の評価案を作成した。平成 28 年度は、平成 27 年度の評価案を踏まえ、平成 29 年度の改修に向け予算措置を行った。

平成 28 年度は、12 月までに消費者教育ポータルサイトに 33 件の教材等を掲載した（平成 27 年度：29 件）。

第2期消費者教育推進会議において、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ。成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討し、これに関連した若年者向け教材の作成に着手した。【消費者庁】

⑤ 教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的実践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年12月末までに、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度同時点：42都道府県）で設置した。消費者教育推進のための研修については、平成28年度に16コース（参加者数：511人）を国民生活センターにおいて実施した（平成27年度：13コース、656人参加）。【消費者庁】

平成27年度に消費者教育推進委員会において検討いただいた調査の方針等を基に、平成28年度に「消費者教育に関する取組状況調査」を実施した。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定）。

【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それ

らの成果の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。

【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消費者庁】

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行う。【消費者庁】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm

平成28年度消費者教育フェスタを徳島、石川、栃木で開催し、各地域における特色ある消費者教育の実践事例発表や、文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した。【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、平成28年4月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。また、これに関連した若年者向け教材の作成に着手した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施した（平成27年度：5大学、平成28年度8大学）。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含まれることとした。【総務省】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年12月末までに、消費者教育推進計画は41都道府県（平成27年度：30都道府県）で策定され、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度：42都道府県）で設置されている。【消費者庁】

平成28年度は、消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を77回（平成27年度：57回）、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を196回（平成27年度：164回）、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー、独占禁止法教室及び独占禁止法講演会等を1か所で同時に開催するもの。）を8回（平成27年度：8回）開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

平成28年度は、地域で開催される講座等への講師派遣を744回（平成27年度：730回）実施した。ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と6か所で共催した（平成27年度：5か所）。【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm 【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。【総務省】

⑧ 家庭における消費者教育

消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。

消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度末までのポータルサイトのアクセス数は、7,001,798件、家庭でできる自主学習用の教材の掲載は238件、親子向けの講座の掲載は25件であった。

消費者の自主学習への取組を支援するため、平成27年度は、消費者の教材の選択に役立つ情報の評価・掲載案について消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会を開催し、平成27年度に掲載された13件の教材を使用し、消費者の選択に役立つ情報の評価案を作成した。平成28年度は、平成27年度の評価案を踏まえ、平成29年度の改修に向け予算措置を行った。【消費者庁】

⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育

事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。

事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。
【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度の事業者によるポータルサイトの掲載数は、199件（平成27年度：182件）であった。

【消費者庁】

⑩ 倫理的消費の普及啓発

持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費[※]等に関する調査研究及び普及啓発を実施する。

※地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。具体例として、障害者支援につながる商品、フェアトレード商品、寄付付商品、エコ商品、リサイクル商品、資源保護等の認証がある商品、被災地産品の消費や地産地消などがある。

倫理的消費調査研究会の「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討する。検討に当たり関係省庁との連携を図る。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、環境省等】

また、倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。【消費者庁、農林水産省、環境省等】

倫理的消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、倫理的消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、消費者・事業者・行政による推進組織（プラットフォーム）の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も検討する。先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組については、「消費者行政新未来創造オフィス」において行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

「倫理的消費調査研究会中間取りまとめ」（平成28年6月）及び「倫理的消費調査研究会取りまとめ」を公表（平成29年4月）。

平成28年度は、倫理的消費調査研究会を4回（平成27年度：6回）、エシカル・ラボを1回開催した（平成27年度：1回）。なお、平成28年度のエシカル・ラボは、徳島県で開催するとともに、東京都と鳥取県の会場とを中継で結んだ。【消費者庁】

⑪ 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

平成 28 年度は、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して 8 大学で実施した（平成 27 年度：5 大学）。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を 1,048 回（平成 27 年度：959 回）実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と 6 か所で共催した（平成 27 年度：5 か所）。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を平成 26 年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。【金融庁】

⑫ 法教育の推進

法教育の推進に向けた次の 1) 及び 2) の取組を推進する。【法務省】

- 1) 法教育の更なる普及・推進のため、広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。
- 2) 法曹関係者、学者、教育関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を始めとする各種会議を開催し、検討・報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

平成 28 年度は、法教育推進協議会を 8 回（うち教材作成部会を 7 回）開催した（平成 27 年度：3 回）。【法務省】

⑬ 各種リサイクル法の普及啓発

小型家電リサイクル法を始めとした各種リサイクル法について、ポスターやパンフレット等の作成や、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。【環境省、経済産業省】

また、平成 28 年度以降は小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働き掛ける。【環境省】

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

リサイクルの重要性を教育現場から伝えるために、小学校授業で活用できる「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」を作成し、各校で実施を推奨するとともに、社会科や家庭科の各全国教育研究会長を委員としたリサイクルに関する教育検討会を開催し、更なる展開を図っている。併せて、多くの国民の認知度向上のために、メディアを活用した広報普及を展開した。【環境省】

資源循環ハンドブック 2016 を 4,500 部作成し、関係機関に配布したほか、3R に関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行っている。【経済産業省】

⑭ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する（関係省庁等連絡会議は消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が参加。共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。）。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】

- 1) 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。【農林水産省、環境省】また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省、消費者庁】
- 2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。【消費者庁】
- 3) 食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報提供を行う。【環境省】
- 4) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。【農林水産省、経済産業省、消費者庁】
- 5) 飲食店等における食べきれる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【農林水産省、消費者庁、関係省庁】
- 6) 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組（フードバンク活動）に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動に対する消費者の理解を促進する。また、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。【農林水産省、消費者庁、関係省庁】
- 7) 食品ロス削減に関する地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を行う。【環境省】
- 8) 学校における特色のある取組事例の全国への情報提供を行う。【文部科学省】
- 9) ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する（発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直す。）。【消費者庁、関係省庁】

徳島県内のモニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組について、「消費者行政新未来創造オフィス」において実証を行う。【消費者庁】

<平成 27 年度～平成 28 年度の実績>

我が国全体での食品ロス発生量の精緻な推計を行い、平成 28 年 6 月に 632 万トン（平成 25 年度）との数値を公表した。【農林水産省・環境省】

消費者等が行う 3R 行動による環境負荷の低減効果を便宜的に数値化する「3R 行動見える化ツール」^{*}に、新たに食品廃棄物削減に関する項目を追加し平成 27 年 11 月に公表した。

^{*}3R を推進する行動の行動量を入力することで便宜的に環境負荷の削減効果を数字で表すことができる計算用ツール

また、学校給食からの食品ロスの削減・食品リサイクルのモデルとなる取組を行う市町村を支援するため、平成27年度から「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施。加えて、平成28年10月に全国で食べきり運動等を推進する自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の設立支援を行った。【環境省】

食品関連事業者を始めとする関係者にロゴマーク「ろすのん」の普及を実施（平成28年12月末時点の利用者数は245件。）した。また、食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた取組について、その効果やポイント等を整理し、他の事業者による食品ロス削減を促すための取組を支援した（研修会を全国4か所で開催。）。

食品関連事業者等からの信頼性向上を通じたフードバンク活動における食品の取扱いを促進するため、「フードバンク活動における食品の取扱いに関する手引き」を作成・公表するとともに、食品関連事業者とフードバンク活動団体等を対象とした情報交換会を全国8か所で開催した。また、フードバンク活動団体に対する取組を支援した。【農林水産省】

平成28年6月、農林水産省及び福島県主催の「食育推進全国大会 in ふくしま」で消費者庁ブースを活用して来場者へチラシ配布を行った。同年9月に「第5回食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を開催（平成27年は9月に第4回を開催。）し、各府省庁の食品ロス削減に関する取組状況及び今後の普及啓発方策の情報共有を行った。さらに、同年10月には政府広報を活用して、「食品ロスの削減」がテーマとなったBSテレビ番組、テレビスポット、ラジオ番組、音声広報CD、モバイル携帯端末サイト広告及び政府広報オンライン上の「お役立ち記事」、「おすすめ動画」を制作し、様々な媒体により幅広い対象に向けた周知啓発をした（消費者庁、農林水産省、環境省共同制作）。また、同月には地方公共団体、食品関連事業者及び消費者を対象とした「もったいないを見直そう～食品ロス削減シンポジウム～」（消費者庁、農林水産省及び環境省主催、文部科学省後援）を東京都千代田区で開催した。同年12月には、啓発パンフレットを作成し、消費者庁ウェブサイトへの掲載、地方公共団体や消費者団体等への配布を実施した。

そのほか、消費者庁ウェブサイトで、地方公共団体等で開催する食品ロス削減に関連するイベントや講習会等の紹介を、年間を通して行っている。【消費者庁】

⑮ 食育の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。

また、食育推進会議が平成28年3月18日に作成した、平成28年度から平成32年度を対象期間とする第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

学校における食育を推進するための教材を作成・配付することで、栄養、食習慣などについての指導を充実させる。【文部科学省】

分かりやすく、実行性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

食育推進会議が平成28年3月18日に作成した第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進した。

【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布した。【文部科学省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	①消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等と継続的な意見交換の場を通じた消費者団体等相互の連携強化、現場の意見・政策提言の把握等【消費者庁】						(イ) 消費者団体等との意見交換の場を通じた意見・政策提言の把握等の状況 (ロ) 地域の消費者団体によるネットワークの構築状況
		地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討【消費者庁】		地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施【消費者庁】				
<p>(KPI の現状) ※平成 28 年度</p> <p>(イ) 在京の消費者団体との意見交換を 5 回開催 (平成 27 年度：4 回)。</p> <p>(ロ) 地方の消費者団体と連携し、地方消費者フォーラムを 8 回開催。</p>								
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	②消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等	消費者志向経営を促進する方策の検討【消費者庁、経済産業省】			消費者志向経営を促進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】			(イ) 消費者志向経営を促進するセミナーやシンポジウム、研修の実施状況 (ロ) 事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況 (情報提供を行った回数、情報提供を行った事業者数等) (ハ) 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況 (意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等)
		事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供【消費者庁、経済産業省】		優良事例の表彰【消費者庁】				
		豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討【経済産業省】		豊かな消費経済の構築に係る具体的施策の立案・実施【経済産業省】				
		消費者団体と事業者団体の意見交換の場の設定【消費者庁】			「消費者行政新未来創造オフィス」における、地方の企業への普及・啓発【消費者庁】			
<p>(KPI の現状) ※平成 28 年度</p> <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営推進キックオフシンポジウム (平成 28 年 10 月) ・消費者志向経営トップセミナー (平成 29 年 2 月) ・国民生活センター主催の企業職員研修における、消費者志向経営の推進に関する講義の実施 (平成 29 年 2 月、3 月) (消費者庁) <p>(ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等の作成・配布数 : 22 種類 (平成 27 年度：27 種類) ・説明会・意見交換会の開催回数 : 36 回 (平成 27 年度：51 回) ・講演依頼への対応回数 : 155 回 (平成 27 年度：113 回) (消費者庁) <p>(ハ) 2030 年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う研究会を立ち上げ、報告書を平成 29 年 3 月に取りまとめた。(経済産業省)</p>								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	③公益通報者保護制度の推進	公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等）【消費者庁】					(イ) 法の認知度（大企業労働者、中小企業労働者） 平成 29 年度 43%、34% （約 5 ポイント増、平成 24 年度 37%、29%） (ロ) 通報窓口の整備 （中小企業、市区町村） 平成 29 年度 45%、57% （約 5 ポイント増、40%（平成 24 年度）、52%（平成 25 年度）） (ハ) ガイドラインの主要項目への準拠状況（事業者） 平成 29 年度 35%（約 5 ポイント増、平成 24 年度 30%）
		制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等（通報者保護の要件・効果等に係る精緻な法的検討等）【消費者庁】					
		検討結果を踏まえた必要な措置（制度の運用改善により対応可能なもの）の実施（ガイドラインの改正・策定、事業者へのインセンティブの導入等）【消費者庁】					
		検討会報告書を踏まえた法改正内容の具体化のための更なる検討【消費者庁】					
		(KPI の現状) ※平成 28 年度 (イ) 法の認知度 大企業：46%、中小企業：43%（大企業 9 ポイント増、中小企業 14 ポイント増（いずれも前回調査（平成 24 年度）比）） (ロ) 通報窓口の整備状況（設置率） 中小企業：40%（前回調査（平成 24 年度）比横ばい）、市区町村：52%（平成 27 年度比横ばい） (ハ) ガイドラインの主要項目への準拠状況（事業者）：40%（平成 24 年度比 10 ポイント増）					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

① 消費者団体等との連携及び支援等

消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。

地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する（地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施（平成27年度）、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施（平成28年度以降））。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度は、在京の消費者団体の12団体と意見交換を5回実施した（平成27年度：4回）。また、地方の消費者団体と連携し地方消費者フォーラムを8回開催した。【消費者庁】

② 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等

消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。

1) 消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等

事業者団体、消費者団体及び消費者庁を始めとする行政機関によって構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）を設け、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。平成29年度における活動の重点課題は、「消費者志向自主宣言及びフォローアップ活動の促進」とする。

具体的には、事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化したり、平成30年度以降に優良事例の表彰を実施したりすることで、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の促進を図る。なお、推進活動は、5年間の実施期間を設けて活動し、進捗状況を踏まえてその後の推進の在り方について見直しを行う。

2) 経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催

経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。

3) 事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等の開催

事業者の管理職や担当者向けの研修を開催し、消費者の視点を業務に活かすため、消費者問題や関係法令などの基本的な知識の習得や、参加者による業種を超えた交流等を行う。【消費者庁、経済産業省】

事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施する。【消費者庁、経済産業省】

先進的消費者を始めとした消費者による豊かな消費を促すため、消費に関する様々な制約が解消されるとともに、消費者が真に求める商品やサービスが事業者や事業者団体から提供されるといった豊かな消費経済の構築に向けて、そのための方策について検討を行う。【経済産業省】

消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。【消費者庁】

「消費者行政新未来創造オフィス」において、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の企業への普及・啓発を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」を開催し、消費者志向経営の意義、推進方策について議論し、取りまとめを行った（検討会2回、WG3回）。平成28年10月には、消費者志向経営推進に向けたキックオフシンポジウムを開催し、消費者庁を中心とする行政機関、事業者団体、消費者団体で構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）を設けるとともに、推進活動の一つである「消費者志向経営自主宣言・フォローアップ活動」を開始した。【消費者庁】

平成27年度にデータの利活用等を通じた消費者志向経営の推進に資する方策の調査・検討を開始し、ソーシャルメディア活用に関する先進事例報告書を取りまとめ、平成28年3月に「ソーシャルメディア活用先進事例報告会」を開催した。平成28年度には、学識経験者、有識者、事業者、消費者団体、マスコミなど、幅広い関係者を構成員とし、2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う「消費インテリジェンス研究会」を平成28年12月から平成29年3月までに5回開催し、平成29年3月に報告書を取りまとめた。【経済産業省】

③ 公益通報者保護制度の推進

公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス（法令遵守等）に係る取組の強化を図る。

また、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書、同報告書に対する意見及び民間事業者における内部通報制度の実態調査等を踏まえ、事業者の更なる取組を促進するため、改正された民間事業者向け及び国の行政機関向けガイドラインの周知・広報、インセンティブの導入（内部通報制度に係る認証制度、公共調達での評価、その他の支援策）等を可及的速やかに実施するとともに、行政機関の更なる取組を促進するため、地方公共団体向けガイドラインの策定等を可及的速やかに行う。さらに、法改正が必要なものについては、同最終報告書の内容を広く周知して法改正に向けた議論を喚起するとともに、各関係団体や国民からの意見の集約を図り、法改正の内容をより具体化していく。

なお、地方公共団体及び地方の事業者における公益通報者保護制度の推進を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、全国展開を見据えた先進的な取組を実施する。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成26年度に実施した有識者や実務家に対するヒアリング（主な御意見を取りまとめた結果を平成27年4月に公表）で把握された実情・実態を踏まえ、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を平成27年6月から平成28年12月までに計14回開催（この間、平成28年3月に検討会の第1次報告書を公表したほか、同検討会の下に設置されたワーキング・グループにおいて、11回にわたり法改正に係る各論点について専門的観点から検討し報告書を公表。）し、平成28年12月に最終報告書を公表した。検討会の第1次報告書を踏まえ、民間事業者向けガイドライン及び行政機関向けガイドラインの改正を実施した。

また、行政機関向けの公益通報者保護制度に関する説明会を全国で開催した（平成27年度10回、平成28年度9回開催）ほか、検討会の最終報告書及び改正した民間事業者向けガイドラインに関する説明会を、経済団体や中小企業団体等の関係各団体向けに実施した。【消費者庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	①競争政策の強力な実施のための各種対応	<p>価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】</p>					<p>法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況</p>
		<p>(KPI の現状) ※平成 28 年度 延べ 51 名の事業者等に対して 11 件の排除措置命令を実施したほか、延べ 32 名の事業者に対して課徴金納付命令を実施（平成 28 年 12 月に行った、独占禁止法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく罰金調整後）（平成 27 年度：延べ 39 名の事業者等に 9 件の排除措置命令、延べ 31 名の事業者に課徴金納付命令）（平成 28 年 12 月末時点）。また、319 件の企業結合審査を実施（平成 27 年度：295 件の企業結合審査を実施）。</p>					
	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】</p>					<p>公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況</p>
		<p>電力の小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
		<p>都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
		電気料金値上げ後のフォローアップ（東京電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ（関西・九州・東北・四国・北海道電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	電気料金値上げ後のフォローアップ（中部電力）【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】			
			電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】	託送収支の事後評価【消費者庁、経済産業省】			

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保							
	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替え後3年以内に、組替え後の状況について事後検証を実施【国土交通省、消費者庁、消費者委員会】 </div>					
		<p>(KPI の現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等専門調査会（平成 28 年 4 月から同年 5 月まで及び 11 月に開催）及び電力託送料金に関する調査会（平成 28 年 5 月から同年 7 月までに開催）における審議を通じて、電力小売全面自由化、電力託送料金、タクシー運賃組替え（東京都特別区・武三地区）に関し、料金の適正性の確保や消費者への分かりやすい情報提供等について検討を行った。（消費者委員会） ・原価算定期間が終了した東京電力の小売電気料金について、電力・ガス取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において事後評価を行った。また、北海道・関西・東北・四国・九州電力についても事後評価を行った。 ・電力会社から託送供給等約款の認可申請を受けて、電力取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁も参加し、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査を行った。また、経済産業省が本認可申請に対するパブリックコメント手続を実施した。委員会が取りまとめた査定方針を踏まえて、経済産業大臣が電力会社に申請内容を修正した申請書を提出するよう指示し、修正された申請を認可した。（経済産業省） ・東京都特別区・武三地区のタクシー運賃組替えについて、関係省庁と調整の上、物価問題に関する関係閣僚会議を開催し了承を得ることによって、料金適正性を確保。（消費者庁） 					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

① 競争政策の強力な実施のための各種対応

一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施する。また、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化の一層の進展に対応し、独占禁止法の執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、課徴金制度の見直しについて具体的に検討を進め、次期通常国会を含め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講じる。さらに、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施する。【公正取引委員会】

<平成27年度～平成28年度の実績>

公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、平成27年度は、延べ39名の事業者等に対して9件の排除措置命令を行ったほか、延べ31名の事業者に対して課徴金納付命令を行った。

また、届出のあった295件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち6件については、報告等の要請を行った（なお、平成26年度に報告等の要請を行っていた1件について、平成27年5月に、当事会社が措置を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。）。

平成28年度は、延べ51名の事業者等に対して11件の排除措置命令を行ったほか、延べ32名の事業者に対して課徴金納付命令を行った（平成28年12月に行った、独占禁止法第63条第1項及び第4条第2項の規定に基づく罰金調整後）。

また、届出のあった319件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行い、このうち3件については、報告等の要請を行った（なお、平成27年度に報告等の要請を行っていた2件について、平成28年12月に、当事会社が措置を講ずることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。）。

近年、公正取引委員会には、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められており、そのための体制の整備・充実が進められてきている。具体的には、平成27年度には、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、任期付職員を採用した。このほか、職員に対し、業務上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施した。平成28年度には、消費者教育のニーズの拡大等への対応のための体制整備のほか、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られた。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、民間実務経験を有する職員、法曹資格を有する職員等を採用した。このほか、職員に対し、業務上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施した。【公正取引委員会】

② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】

特に、電力及び都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。

また、料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】

電力託送料金について、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）、効率化の取組状況について、電力・ガス取引監視等委員会において定期的に事後評価を行う。

【消費者庁、経済産業省】

平成29年1月から初乗り運賃の引下げを実施した東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）のタクシー運賃については、物価問題に関する関係閣僚会議での決定事項を踏まえ、運賃組替え後3年以内に、事業者の運送収入の状況や運賃の妥当性、運賃組替えの手続き等について、丁寧な事後検証を実施する。【消費者庁、消費者委員会、国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

関西電力の電気料金の再値上げ認可申請に際し、経済産業省との協議を経て、平成27年5月15日に物価問題に関する関係閣僚会議を開催し、了承を得た。

プライスカップ制度によるNTT東西の基準料金指数の設定について、平成27年6月26日に物価問題に関する関係閣僚会議を持回り開催し、了承を得た。

電気料金値上げ後の東京電力の小売電気料金について、事後評価を行い、平成28年5月31日に経済産業省へ要請を行った。

電力託送料金の審査等について、平成28年5月24日に消費者委員会へ諮問し、同年7月26日に答申がなされた。これを受け、同年7月27日に、経済産業大臣へ意見書を提出し、答申に対して速やかに対応するよう、要請を行った。【消費者庁】

消費者委員会において、第21回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会を平成27年5月1日に開催し、関西電力の電気料金の再値上げ認可申請に対する査定方針案について経済産業省からヒアリングを実施した後、消費者委員会から意見表明を行った。また、第12回公共料金等専門調査会を平成27年6月11日に開催し、NTT東西プライスカップ制度の基準料金指数の見直しについて、総務省からヒアリングを実施した後、消費者委員会からの意見表明を行った。

さらに、第13回公共料金等専門調査会を平成27年8月に開催し、電力の小売料金全面自由化に向けた決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保等の課題に関する検討に向けて、電力小売全面自由化における諸外国の現状と課題について有識者ヒアリングを実施した。その後、同専門調査会を平成28年2月から同年5月までに7回開催し、電力小売全面自由化に伴う消費者への分かりやすい情報提供及び消費者トラブルを防止する観点から、料金プランや比較サイトの状況、消費者相談の状況等について、事業者、関係機関、有識者等からヒアリングを行い、5月17日に「電力小売自由化について注視すべき論点」を取りまとめた。

加えて、電力の託送料金に関し、消費者利益の擁護・増進の観点から、問題の所在及び改善方法について調査審議するため、公共料金等専門調査会の下に「電力託送料金に関する調査会」を設置し、同調査会を平成28年5月から同年7月までに6回開催した後、報告書を取りまとめた。【消費者委員会】

関西電力株式会社から申請があった電気料金値上げ申請（電気供給約款の変更認可申請）について、外部有識者で構成される電気料金審査専門小委員会において専門的かつ中立的・客観的な観点から審査を行うことと並行して、電気事業法に基づく公聴会を開催し、インターネットを通じた「国民の声」の募集も実施した。同小委員会としての査定方針案が取りまとめられて以降、消費者庁との協議を経て、物価問題に関する関係閣僚会議において査定方針が了承された。これらを踏まえ、関西電力に申請内容の修正を提出するよう指示し、指示どおり修正された申請を認可した（平成27年5月）。

電力及び都市ガスの小売全面自由化に当たって、パブリックコメント手続を実施した上で、ガスの経過措置料金に関し指定旧供給区域等の指定を行うとともに、小売全面自由化に関する消費者向けのQ&A集の作成や全国各地域における消費者向けの説明会の実施等、小売全面自由化についての周知・広報に取り組んだ。

原価算定期間が終了した東京電力の小売電気料金について、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合において事後評価を行った（平成28年3月から同年4月まで）。また、北海道・関西・東北・四国・九州電力についても事後評価を行った（平成29年2月から同年3月まで）。

電力会社からの託送供給等約款の認可申請を受けて、電力・ガス取引監視等委員会の電気料金審査専門会合において、委員やオブザーバーとして消費者代表や消費者庁も参加し、中立的・客観的かつ専門的な観点から審査を行った。また、経済産業省が本認可申請に対するパブリックコメント手続を実施した。同委員会が取りまとめた査定方針を踏まえて、経済産業大臣が電力会社に申請内容を修正した申請書を提出するよう指示し、修正された申請を認可した（平成27年12月）。消費者委員会「電力託送料金に関する調査会報告書」を参考にしつつ、電力・ガス取引監視等委員会において、託送料金の事後評価を定期的に行う方針を決定した（平成29年1月）。また、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について検討を進めている（平成28年12月）。【経済産業省】

平成28年11月に公共料金等専門調査会を4回開催し、国土交通省による東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）のタクシー運賃組替え案について検討した後、消費者委員会からの意見表明を行った。【消費者委員会】

一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替えについて、平成28年12月20日に物価問題に関する関係閣僚会議を持ち回り開催し、了承を得た。【消費者庁、国土交通省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	①低炭素社会作りに向けた国民運動の推進	省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「ライフスタイル」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を企業・団体等と連携して推進し、国民運動の賛同数拡大や認知率の向上を図り、国民に具体的な行動喚起を促す施策を実施【環境省】		国民運動賛同状況や施策の実施状況を踏まえ、低炭素社会作りに向けた地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を更に推進する具体的な施策を深化・発展【環境省】			(イ) 地球温暖化に対する理解度、関心度（平成 32 年度までに） ・ 温暖化問題などへの関心度 90% ・ COOL CHOICE 認知度 50% ・ COOL CHOICE 賛同（個人 600 万人、企業・団体 40 万団体） (ロ) 具体的な取組の進展（平成 42 年度までに） ・ クールビズ及びウォームビズの実施 100% ・ 省エネ導入割合 83.2% ・ 照度削減率 21.3% ・ エコドライブの実施（自家用車 25%、自家用貨物車 35%） ・ カーシェアリングの実施 0.85%
		(KPI の現状) (イ) 地球温暖化に対する理解度、関心度 ・ COOL CHOICE 賛同（個人約 215 万人、企業・団体約 1.1 万団体（平成 29 年 3 月末時点）） (ロ) 具体的な取組の進展状況※地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）抜粋 ・ クールビズ及びウォームビズの実施 クールビズ（業務）の実施率：71.3%、クールビズ（家庭）の実施率：77%、ウォームビズ（業務）の実施率：71%、ウォームビズ（家庭）の実施率：81.2% ・ 省エネ導入割合（省エネ型（電機除湿器）購入割合（平成 25 年度）71.6%、省エネ型（乾燥機付全自動洗濯機）購入割合（平成 25 年度）77.1%） ・ 照度削減率（照度削減率の変化量（平成 25 年度）-5%） ・ エコドライブの実施（エコドライブ（乗用車）の実施率（平成 25 年度）6%、エコドライブ（自家用乗用車）の実施率（平成 25 年度）9%） ・ カーシェアリングの実施（カーシェアリングの実施率（平成 25 年度）0.23%）					
	②循環型社会形成に向けた情報提供事業	<ウェブサイト「リ・スタイル（Re-Style）」による情報提供> サイトを 1 か月に 1 回程度更新することによる 3 R の普及啓発、サイトの適時改善【環境省】 ※毎年度、3 R を念頭におきつつも、若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。					ウェブサイト「リ・スタイル（Re-Style）」のユニークユーザ数（月平均）
(KPI の現状) ※平成 28 年度 ウェブサイト「リ・スタイル（Re-Style）」のユニークユーザ数（月平均）：4,216 人/月（平成 27 年度：4,222 人/月）							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	③循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等	<p>毎年10月の3R推進月間における「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施、「3R推進全国大会」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」の後援、関係機関の意見を踏まえた改善【環境省、経済産業省】</p> <p>※毎年度、各地の地域特性を踏まえた実効的なイベントやキャンペーンを検討し、実施する。</p>					<p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3R促進ポスターコンクールへの応募数 現状維持</p> <p>(平成26年度 47都道府県、47社(55,064店舗)、応募数10,289件)</p>
		<p>(KPIの現状) ※平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」参加都道府県数：47、流通業者等の数：48社(57,517店舗) (平成27年度：47社(57,706店舗)) (環境省、経済産業省) ・3R促進ポスターコンクール応募数：8,458件(平成27年度：9,723件) (環境省) 					
	④経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進	<p><事業者による自主的な取組と多様な主体の連携・協働の促進> 先進的・模範的な取組事例の収集等及び「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せた普及、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進、事業者間及び多様な主体間の連携・協働の促進【環境省】</p> <p>※毎年度、取り組み事例の収集等、事業者等に対する調査を行い、その時々課題を踏まえ、施策の見直しを行う。</p>					<p>(イ) 「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数</p> <p>※にじゅうまるプロジェクト：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向け、事業者を含む様々な主体が目標に貢献する取組を登録する仕組み。</p> <p>(ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数</p>
		<p><「生きものマークガイドブック」を利用した国民理解の促進> 事例集及び活用のための手引きの提供を通じた、農林水産業と生物多様性の関係に関する国民理解の促進【農林水産省】</p> <p>「生物多様性民間参画ガイドライン」の改訂【環境省】</p>					
		<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 「にじゅうまるプロジェクト」のうち主に事業者等の登録件数：83件(平成27年度末時点)</p> <p>(ロ) ガイドブックを利用したイベント等への出展回数：平成28年度に5回(平成27年度：5回)</p>					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	⑤有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進	<消費者理解に向けた施策の展開> 食料・農業・農村基本計画を踏まえた具体的施策の構築・促進【農林水産省】					消費行動や事業活動の推進に資する施策の実施状況
		<有機農業推進法等> 有機農業・有機農産物等に関するセミナー、ポータルサイトによる情報発信、消費者との交流等【農林水産省】					
		<有機JAS制度における表示の適正化及び啓発> ウェブサイト、パンフレット等による、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発【農林水産省】 国内での生産実態を踏まえた現行の有機JAS規格の見直し(平成28年度)【農林水産省】					
		生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの作成【農林水産省】	<ソフトウェアの提供> 生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供【農林水産省】				
			既に有機JAS認定を取得している生産者への提供【農林水産省】	有機JAS認定の申請予定者への提供【農林水産省】			
		(KPIの現状) 1. ①オーガニック・エコ農と食のネットワークを設立(平成28年7月)。 ②環境保全型農業推進コンクールを実施(平成28年3月2日)。 ③マッチングフェア(平成27年9月から平成28年11月まで計4回)及び有機農業の啓発を図るセミナー(平成27年11月から平成28年12月まで計9回)を開催。 2. ウェブサイト等を利用した有機JAS制度に関する啓発、生産行程管理記録作成の為のソフトウェアの普及、有機JAS規格の見直しを実施。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

① 低炭素社会作りに向けた国民運動の推進

地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。

また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成すると共に、低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を通じ、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。【環境省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年7月から、低炭素型の「製品」、「サービス」、「ライフスタイル」など地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始し、地球温暖化対策の必要性を広く国民に訴えかけている。

※平成27年7月から国民運動「COOL CHOICE」が開始され、平成28年度から賛同目標数（個人：600万人、団体：400万団体）が設定された。

（引き続き、企業・団体等の国民運動賛同数拡大及び低炭素アクション認知率向上を図りつつ、オフィスや家庭などのCO2削減に向けた民生部門（家庭・業務）におけるCO2削減に向けた具体的な行動喚起を促すことによって、国民の新たなライフスタイル・ワークスタイルの提案を行う。）

【環境省】

② 循環型社会形成に向けた情報提供事業

ウェブサイト「リ・スタイル (Re-Style)」を定期的（1か月に1回程度）に更新し、適時に改善を行い、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図る。【環境省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

3R推進月間に合わせて、平成28年10月にサイトをリニューアルした。さらに、循環型社会推進応援ソングの公表、企業と連携しての動画募集など、幅広い国民層に訴えかけるPR活動をサイト上で実施。【環境省】

③ 循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等

循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。【環境省、経済産業省】

- 1) 「3 R推進全国大会」を開催し、参加者一人一人が自らのライフスタイルを見直す機会を提供する。
- 2) 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3 R行動の実践を呼び掛ける。
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組む。
- 4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3 Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。
- 5) 「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

- 1) 平成28年10月に徳島県徳島市で「3 R推進全国大会」を開催した（平成27年度は、平成27年11月に福井県福井市で開催。）。【環境省】
- 2) 平成28年10月の3 R推進月間の取組として「環境にやさしい買い物キャンペーン」及び「選ぼう！3 Rキャンペーン」を実施した。【環境省、経済産業省】その他、3 R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施した。【経済産業省】
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取組中である。【環境省】
- 4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3 Rの取組の普及を支援した。【環境省、経済産業省】
また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援した。【経済産業省】
- 5) 平成27年12月に「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を作成し、市町村等に対してセミナーを開催した。【環境省】
また、平成28年9月に「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を策定した。【環境省、経済産業省】

④ 経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。

具体的には、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、平成21年度に定めた多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」と併

せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。「生物多様性民間参画ガイドライン」については有識者や事業者等の意見を聞きつつ改訂を行う。【環境省】

※生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。

また、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きもののマーク」について、事例集及び活用のための手引（生きもののマークガイドブック）の提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進する。【農林水産省】

※農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組を総称して、「生きもののマーク（生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション）」と呼んでいる。

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度は、生物多様性に関する民間参画にテーマを絞ったシンポジウムを全国3か所（東京、大阪、札幌）で開催し、全国の先駆的な取組や地方での取組事例について情報提供を行うとともに、「生物多様性民間参画ガイドライン」の普及啓発を行った。また、事業者団体の取組を推進するため、必要な支援を行うモデル事業を実施した。さらに、生物多様性分野での民間参画に関する情報を一元的に発信するウェブサイトについては、リニューアルを行い、閲覧者にとって分かりやすいように再構成を行った。

平成28年度は、生物多様性民間参画ガイドラインの改定に向けた検討に着手した。【環境省】

農林水産省では、農林水産省生物多様性戦略（平成24年2月改定）において、消費者が日常の行為を通じて生物多様性について理解する機会を持つことが期待される「生きもののマーク」の取組を推進していくこととしており、「生きもののマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について10回のイベント（平成27年度は5回、平成28年度は5回開催）等の機会を活用して国民理解を図った。【農林水産省】

⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、生産者、流通・販売業者や消費者との間の連携・交流の推進、環境保全型農業に取り組む農業者の顕彰など、生産から流通・販売、消費にわたる多様な取組を総合的に展開することを通して、消費者の理解と関心を増進する。

特に、有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、生産者と実需者のマッチングフェアの開催等を支援する。

また、有機 J A S 制度について、表示の適正化を図り、消費者等への啓発を行うとともに、有機 J A S 認定取得に必要な生産行程管理記録を簡易に作成できるようなソフトウェアを作成・提供する。【農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の拡大に向けたビジネス環境の整備を推進するため、生産者、実需、学術、行政等の関係者が情報交換を行う場として、オーガニック・エコ農と食のネットワークを設立（平成28年7月）するとともに、有機農業や環境保全型農業に対する国民の理解を深めるための環境保全型農業推進コンクールを実施した（表彰式：平成28年3月）。

有機農産物の生産者と実需者のマッチングフェア（平成27年9月から平成28年11月までに4回）を開催するとともに、有機農業の啓発を図るセミナー（平成27年11月から平成28年12月までに計9回）を開催した。

ウェブサイト、パンフレットを利用し、有機 J A S 制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発を実施中。

有機畜産物の J A S 規格の対象にだちょうを追加するなど、有機 J A S 規格を平成29年3月27日に改正。

生産行程管理記録作成のためのソフトウェアを作成し、ウェブサイト、講習会等を通じ普及しているところ。

有機農産物の J A S 規格に適合しない肥料が流通した事案において、不適合肥料を使用した農産物の有機 J A S マークの除去を徹底するとともに、再発防止のため、肥料の生産業者及び有機農産物の生産者に有機 J A S 制度を改めて周知徹底した。また、J A S 流通品に対する信頼性の確保のため、J A S 法施行規則等を改正した。【農林水産省】

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
<p>(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進</p>	<p>① 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行</p>	<p>消費者裁判手続特例法の政令・内閣府令／ガイドラインの公布等【消費者庁】</p>	<p>消費者裁判手続特例法の施行（特定適格消費者団体の認定・監督）【消費者庁】</p>		<p>制度見直しの検討</p>		<p>(イ) 適格消費者団体の認知度 平成 32 年度 30%（平成 27 年 1 月 16.0%） (ロ) 消費者団体訴訟制度の認知度 平成 32 年度 40%（平成 27 年 1 月 28.6%） (ハ) 消費者裁判手続特例法に基づき事業者が現実に弁済した総額 (ニ) 景品表示法に基づき納付された課徴金の額及び実施予定返金措置計画に基づき消費者に返金された額の合計額</p>
		<p>制度の周知・広報【消費者庁】</p>	<p>適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討会の開催【消費者庁】</p>	<p>検討会の報告書を踏まえた内閣府令の改正作業【消費者庁】</p>	<p>検討会の報告書を踏まえた法改正作業の実施（独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案）【消費者庁】</p>	<p>適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方の検討【消費者庁】</p>	
		<p>(KPI の現状) (イ) 適格消費者団体の認知度：平成 29 年度測定予定（平成 28 年度の特定適格消費者団体の認知度については計測中） (ロ) 消費者団体訴訟制度の認知度：平成 29 年度測定予定（平成 28 年度の消費者団体訴訟制度（被害回復制度）の認知度については計測中） (ハ) 事業者が現実に弁済した総額：0 円 (ニ) 納付された課徴金の額：0 円、消費者に返金された額の合計額：0 円 ※ KPI (ハ) については、消費者裁判手続特例法に基づく訴訟は平成 28 年 10 月以降に生じた事案が対象になるところ、まだ訴訟提起がされていないため 0 円となっている。</p>					
	<p>② 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析</p>	<p>論点別に裁判例を抽出・整理・公表【消費者庁、関係省庁等】</p>	<p>裁判例の収録の拡充を図る【消費者庁、関係省庁等】</p>				<p>訴訟情報の更新回数 目標：毎年 1 回</p>
		<p>(KPI の現状) 訴訟情報の更新回数：2 回（平成 28 年 3 月及び平成 29 年 3 月に更新）</p>					

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	③消費者に関する法的トラブルの解決	<p><関係機関・団体との連携・協力関係の構築> ・消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会の開催等【法務省】</p>						(イ) 情報提供業務多重債務問題等コールセンター問合せ件数、事故情報データベースへの登録件数 (ロ) 民事法律扶助業務(多重債務問題援助開始決定件数)、民事法律扶助業務(多重債務問題法律相談援助件数)
		<p><民事法律扶助業務の周知> ・日本司法支援センターウェブサイト、パンフレットによる民事法律扶助業務の周知【法務省】</p>						
		<p>(KPI の現状) (イ) ※平成 28 年度 情報提供業務コールセンターへの問合せ件数：349,599 件(平成 27 年度：318,520 件)(うち、多重債務問題を含む金銭の借入れ 45,584 件(平成 27 年度：41,067 件))、事故情報データベースへの登録件数：3 件 (ロ) ※平成 28 年度民事法律扶助業務(多重債務問題援助開始決定件数)：56,599 件(平成 27 年度：55,117 件)、民事法律扶助業務(多重債務問題法律相談援助件数)：101,647 件(平成 27 年度：97,949 件)</p>						
④消費者紛争に係る裁判外紛争解決手続(以下「ADR」という。)の実施	<p>国民生活センター紛争解決委員会による和解の仲介等の実施、その結果の概要の公表及び他の消費者紛争のADR機関との連携【消費者庁】</p>						国民生活センターにおけるADRの実施状況	
	<p>(KPI の現状) ※平成 28 年度 申請件数：167 件(平成 27 年度：155 件) 手続終了件数：188 件(平成 27 年度：158 件)</p>							
⑤金融ADR制度の円滑な運営	<p>指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】</p>						指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況(処理件数)	
	<p>金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】</p>							
	<p>(KPI の現状) ※平成 28 年度 苦情処理手続の処理件数：8,375 件(平成 27 年度：8,080 件) 紛争解決手続の処理件数：1,247 件(平成 27 年度：1,036 件)</p>							

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑥商品先物 ADR 制度の円滑な運営						商品先物取引協会の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
		(KPI の現状) ※平成 28 年度 苦情処理手続：6 件（平成 27 年度：16 件） 紛争解決手続：8 件（平成 27 年度：19 件）					
	⑦住宅トラブルに関する紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> 住宅性能表示を受けた住宅及び保険を付した新築住宅の ADR の実施 リフォームトラブルを含む相談の受付 基礎ぐい工事問題に関する相談の受付 建設工事の請負契約に関する ADR の実施【国土交通省】 					(イ) ADR 及び相談の実施状況 (ロ) 研修会の実施状況 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市で開催
	(KPI の現状) (イ) 住宅紛争審査会では対象となる新築住宅に関する ADR を、建設工事紛争審査会では建設工事の請負契約に関する ADR を受付中。また、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、リフォームに関する相談を受付中。 (ロ) 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市で 7 回（東京 2 回）開催。						
⑧「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく被害者の救済支援等						被害者への返金の状況	
	(KPI の現状) ※平成 29 年 3 月末時点までの累計 被害者への返金額：134 億円（平成 27 年度末までの累計：115 億円）						

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施	<p><多重債務問題改善プログラムの実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。 <p>・丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】</p> <p>・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】</p> <p>・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】</p> <p>・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】</p>					<p>(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数</p> <p>(ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容</p>
	<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：9万人（平成27年度同期：12万人）（平成28年度）</p> <p>(ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容：15,028件（平成27年12月末時点17,253件（平成27年度：29,146件）（平成28年12月末時点）</p>						
	⑩自殺対策基本法に基づく総合的な自殺対策の強化	<p>自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく、相談窓口の充実等、総合的な自殺対策の強化【厚生労働省】</p> <p>※現行の自殺総合対策大綱（平成24年8月閣議決定）は、おおむね5年を目途に見直すこととされている。</p>					<p>自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）</p> <p>平成28年 19.4人（平成26年19.5人）</p>
	<p>(KPIの現状) ※平成27年</p> <p>自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）：18.5（前年：19.5）</p>						

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

① 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行

消費者裁判手続特例法について、平成27年度中に政令・内閣府令・ガイドラインの検討・公布等を行い、制度の周知・広報と併せて円滑な施行に向けた取組を積極的に行うとともに、平成28年6月に取りまとめられた「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」報告書を踏まえて、所要の検討を行うとともに、平成28年9月に必要な内閣府令の改正作業を行うとともに、第193回国会において必要な法改正作業を行う。

また、「「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」の国会審議を踏まえて、クラウドファンディングなどを活用した寄附を増進する方策の検討、民間基金の周知・広報など適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する支援の在り方について検討を行うとともに、消費者裁判手続特例法や景品表示法の施行状況を踏まえ加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

政令・内閣府令・ガイドラインを平成27年11月11日に公布・公表するとともに、平成28年10月1日の施行に向けた制度の周知・広報を実施した。

消費者裁判手続特例法附則第4条の趣旨を踏まえ、被害回復関係業務等の適正な遂行に必要な資金の確保等、適格消費者団体に対する支援の在り方について検討を行うため、「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を平成27年10月から開催し、平成28年6月に取りまとめられた検討会の報告書を踏まえて、所要の検討を行い、平成28年9月に必要な内閣府令の改正作業を行った。また、特定適格消費者団体による仮差押えを国民生活センターがバックアップする仕組みを整備するため第193回国会に「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案」（平成29年3月3日閣議決定）を提出した。【消費者庁】

② 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析

製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表するとともに、製造物に起因する事故の被害救済に関する取組を推進する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年1月から同年12月までの製造物責任法に関する裁判例を取りまとめ、平成28年3月に消費者庁ウェブサイトの訴訟情報を更新した。平成29年3月に製造物責任法に関する裁判例を論点別に公表し、また、訴訟情報の更新を行った。【消費者庁、関係省庁等】

③ 消費者に関する法的トラブルの解決

日本司法支援センターにおいて、以下の取組を行う。【法務省】

- 1) 多重債務問題等法的トラブルを抱えた方に対し、問合せ内容に応じた最適な法律制度の情報や、相談窓口に関する情報を無料で提供する情報提供業務を実施する。
- 2) 多重債務問題を抱えた経済的に余裕のない方を対象に、弁護士及び司法書士による無料法律相談や、訴訟代理費用等の立替えを行う民事法律扶助による援助を行う。

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度のコールセンター問合せ件数は349,599件（平成27年度：318,520件）（うち、多重債務問題を含む金銭の借入れ45,584件（平成27年度：41,067件））、民事法律扶助業務については、多重債務問題援助開始決定件数は56,599件（平成27年度：55,117件）、多重債務問題法律相談援助件数は101,647件（平成27年度：97,949件）であった。【法務省】

④ 消費者紛争に係る裁判外紛争解決手続の実施

国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争についてADRを実施する地方公共団体及び民間ADR機関との連携を図る。【消費者庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度（平成28年4月から同年12月まで）は、125件の和解の仲介手続が終了し、このうち72件について和解が成立した。手続が終了した119件の結果概要を公表した。また、本年度新たに消費者や消費生活センター等から125件の和解仲介等手続の申請を受け付けた（平成27年度：和解仲介手続終了：118件、和解成立：70件、結果概要公表：105件、申請：110件）。なお、ADR制度の普及啓発を図るため、各地の消費生活センターの行政職員及び相談員向けにADR出前研修会を開催するとともに、地方公共団体及び他のADR機関と意見交換を実施している。【消費者庁】

⑤ 金融ADR制度の円滑な運営

金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成28年度は、金融トラブル連絡調整協議会を2回開催した（平成27年度：2回）。

平成28年度の苦情処理手続の処理件数は8,375件（平成27年度：8,080件）、紛争解決手続の処理件数は1,247件（平成27年度：1,036件）であった。【金融庁】

⑥ 商品先物ADR制度の円滑な運営

商品先物取引法に基づき紛争解決等業務を行っている日本商品先物取引協会において、標準処理期間の短縮（6か月から4か月）や事業者に対する関係資料の提出

義務付けなどの委託者保護に係る取組を踏まえ、引き続き、紛争の迅速な解決を図るとともに、新規顧客などに対する商品先物分野における裁判外紛争解決制度の周知などを行うことにより、当該制度の円滑な実施を図る。【経済産業省、農林水産省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

商品先物取引法に基づき紛争解決等業務を行っている日本商品先物取引協会において、紛争仲介手続の標準処理期間の短縮（6か月から4か月）が確実に実施され、全ての新規顧客に対して当該制度の周知が徹底されるよう、同協会への指導・監督を行うとともに、紛争仲介を含めた苦情・相談を同協会へ連絡するようパンフレットを作成し、各消費者センター等へ送付するなどの周知を行った。【経済産業省、農林水産省】

⑦ 住宅トラブルに関する紛争処理

住宅品確法及び瑕疵担保履行法に基づき、住宅性能表示を受けた住宅及び保険を付した新築住宅について、ADRを実施する。その他、基礎ぐい工事問題・リフォームトラブルに関しても電話相談及び専門家相談を受け付ける。

また、建設業法に基づく建設工事紛争審査会においても、建設工事の請負契約に関する紛争のADRを引き続き実施する。

さらに、民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体の職員等を対象とした研修会を実施し、関係者間において「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」、相談内容や紛争処理事例等の情報共有を図る。【国土交通省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

住宅紛争審査会においてADRを実施している。また、建設工事の請負契約については、全国48の建設工事紛争審査会（国土交通省及び各都道府県）においてADRを実施している。その他、（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて基礎ぐい工事問題・リフォームに関する電話相談及び専門家相談の受付を実施している。

平成29年1月から同年3月にかけて札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、福岡市で7回（東京都2回）研修会を開催した（平成27年度8回開催）。【国土交通省】

⑧ 「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行った。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対

して金融機関から積極的に連絡する等の取組を促した。平成28年度においては、平成27年度と同様な取組に加え、政府広報TV番組（平成28年9月）等による更なる周知を行った。【金融庁】

⑨ 多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の1)から4)までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

- 1) 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】
- 2) 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】
- 3) 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】
- 4) ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成28年度の実績>

有識者と関係省庁から構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を2回開催（前年：2回）するとともに、多重債務者相談強化キャンペーン2016において、各都道府県における消費者及び事業者向けの無料相談会等の開催、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を実施した。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

警察庁では、平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。【警察庁】

各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。【厚生労働省】

⑩ 自殺対策基本法に基づく総合的な自殺対策の強化

自殺対策基本法（平成18年10月施行）及び自殺総合対策大綱（平成24年8月閣議決定）に基づき、自殺対策を総合的に推進する。【厚生労働省】

<平成27年度～平成28年度の実績>

平成27年度は、自殺対策白書を作成するとともに（6月）、全国自殺対策主管課長等会議（9月）、自殺対策官民連携協働会議（9月）、自殺対策官民連携協働ブロック会議（11月）を開催した。さらに、自殺予防週間（9月10日から16日まで）、自殺対策強化月間（3月）、地域自殺対策緊急強化事業を実施した。【内閣府】

平成28年度は、自殺対策白書を作成するとともに（5月）、全国自殺対策主管課長等会議（6月）、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会（12月）を開催した。さらに、自殺予防週間（9月10日から16日まで）、地域自殺対策緊急強化事業を実施している。【厚生労働省】

